

# 船舶事故調査報告書

平成26年1月9日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）

委員 庄司 邦昭

委員 根本 美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成25年1月14日 09時00分ごろ
発生場所	北海道羅臼町羅臼港東北東方沖 羅臼町所在の羅臼灯台から真方位077° 17.7海里（M）付近 （概位 北緯44° 06.2′ 東経145° 37.1′）
事故調査の経過	平成25年2月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第三十八 <sup>えいしゆん</sup> 恵春丸、19トン HK2-22053（漁船登録番号）、個人所有 17.32m（Lr）×4.16m×1.54m、鋼 ディーゼル機関、漁船法馬力数190、平成2年7月25日 B 漁船 第三十八 <sup>ゆうこう</sup> 祐幸丸、9.7トン HK2-22109（漁船登録番号）、個人所有 14.98m（Lr）×3.78m×1.36m、FRP ディーゼル機関、450kW（動力漁船登録票による）、平成3年7月23日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 53歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年8月18日 免許証交付日 平成24年4月10日 （平成29年8月6日まで有効） B 船長B 男性 51歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和61年8月1日 免許証交付日 平成20年5月7日 （平成26年4月27日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 船首外板に凹損及び擦過傷等、球状船首に擦過傷 B 右舷船首外板に破口、右舷船首ブルワークを破損
事故の経過	A船は、船長Aほか6人が乗り組み、羅臼港北東方沖の北方四島周辺水域（以下「操業水域」という。）内において、刺網漁の操業を約

	<p>2～3回行い、操業水域内で漁場を移動して同港東北東方沖で揚網作業を開始した。</p> <p>船長Aは、操舵室内右舷側の椅子に腰を掛け、遠隔装置を使用して船首甲板右舷側に設置された揚網機の操作を行いながら、リモコンを使用して単独で手動操舵により、操船を行っていた。</p> <p>A船は、微速で北北西進しながら揚網作業中、船長Aが、6Mレンジとしていたレーダーを作動させていたが、ふだん、操業水域で操業を行う場合、A船の近くを他船が航行することはほとんどなかったので、周囲に他船はいないものと思い、操舵室右舷側の窓から顔を出して揚網作業の状況を見ていたところ、平成25年1月14日09時00分ごろ、羅臼港東北東方沖において、B船と衝突した。</p> <p>船長Aは、GPSプロッターを見て時刻と現在位置を記録し、携帯電話で漁業無線局へ連絡を行い、A船は、操業を続けた後、自力で羅臼港へ帰った。</p> <p>B船は、船長Bほか6人が乗り組み、羅臼港東北東方沖の操業水域において、刺網漁の操業を2回行い、操業水域内で漁場を移動して3回目の操業を行うため、約4M南方の操業予定場所へ向けて南進した。</p> <p>船長Bは、4M及び0.75Mレンジとしていたレーダー2台により、B船の左舷方に2隻の漁船を探知したが、離れて航行しているので、大丈夫と思った。</p> <p>船長Bは、B船の北東方約5Mで操業を行っていた僚船から、魚がよく獲れている旨の無線連絡を受け、予定を変更して僚船の元へ向かうこととし、僚船の現在位置を教えてもらってノートにメモした。</p> <p>船長Bは、僚船の概位が分かったので、GPSプロッターに正確な漁場の位置を入力することとし、B船の船首を北東方へ向けるために左に舵を取った。</p> <p>B船は、自動操舵により、対地速力約11ノットで北東進中、船長Bが、メモを見ながら、GPSプロッターの操作を行っていたところ、A船と衝突した。</p> <p>船長Bは、船長A及び所属漁業協同組合へ連絡を行い、B船は、操業を切り上げて自力で羅臼港へ帰った。</p> <p>(付図1 推定航行経路図 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 3～4、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1m</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、ふだんから単独で操船を行っており、操業中においても、操舵室内で遠隔装置を使用して揚網機の操作を行っていた。</p> <p>船長Bは、僚船から無線連絡を受けて向かった漁場では、ほとんど操業を行ったことがなく、GPSプロッターには位置の記録がなかった。</p>

	船長A及び船長Bは、衝突するまで互いに全く気付かなかった。
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A あり、B あり A なし、B あり A なし、B なし A船は、羅臼港東北東方沖において、揚網作業を行いながら北北西進中、船長Aが、操舵室右舷側の窓から顔を出して揚網作業の状況を見ており、見張りを行っていないことから、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、羅臼港東北東方沖を北東進中、船長Bが、GPSプロッターの操作を行い、見張りを行っていないことから、A船と衝突したものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、羅臼港東北東方沖において、A船が揚網作業を行いながら北北西進中、B船が北東進中、船長A及び船長Bが見張りを行っていないため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中は、GPSプロッターの操作だけに意識を集中することなく、周囲の見張りを適切に行うこと。</li> <li>・揚網作業中においても、周囲の見張りを適切に行うこと。</li> </ul>

付図1 推定航行経路図

